

平成25年(ワ)第1992号, 平成26年(ワ)第422号, 平成27年(ワ)第517号

福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求事件

原告



被告 国ほか1名

被告国第6準備書面

平成27年11月19日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

被告国指定代理人

鈴木和孝



今村弘



帆足智典



石本慧



小西弘樹



赤尾信幸



朝山陽子



中野雅康 

松田喜久 

宮武光宏 

黒田武志 

竹本亮 

武田龍夫 

泉雄大 

内山則之 

三田裕信 

松原崇弘 

村川正徳 

中川幸成 

木村真一 

谷川泰淳 

青木一哉 

村田真一 

足立恭二 

荒川一郎 

忠内巖大 

熊谷和宣 

照井裕之 

森田深 

齋藤哲也 


鈴木健之 

森野央士 

樋口新治 

大瀧拓馬 

加藤彰二 

池田健太郎 


東海斗 

京藤雄太 

田口周平 

細川成己 

大塚雄介 

福島正也 

川原佑介 

第1	はじめに	1
第2	シビアアクシデント対策に係る権限不行使の違法性を基礎づける予見可能性の対象についての原告らの主張は、最高裁判決によって確立された違法性判断枠組みを誤るものであること	3
1	原告らの主張	3
2	原告らの主張は、シビアアクシデントに至った具体的な原因事象の予見可能性を不要とするに等しく、規制権限不行使という不作為の違法性判断枠組みを誤るものであること	3
3	原告らの主張は、違法性判断の前提として、具体的な法益侵害の危険性に対する認識が問われる予見可能性の対象と、安全評価や確率論的評価における技術的評価上仮定される概念を混同する点でも誤っていること	4
4	小括	6
第3	我が国の法制度上、シビアアクシデント対策が法規制の対象とはされていなかったこと	7
1	はじめに	7
2	炉規法制定時においてシビアアクシデントとして整理された概念は存在せず、シビアアクシデント対策を要求する規定は置かれなかったこと	8
3	その後も、シビアアクシデント対策は、事業者の自主的取組と位置づけられ、福島第一発電所事故時に至るまで、炉規法上、シビアアクシデント対策を要求する規定は設けられなかったこと	8
4	平成24年改正により、炉規法上、シビアアクシデント対策に関する規定が新設されたこと	9
5	シビアアクシデント対策を省令62号に規定することはできなかったこと	14
第4	被告国が、シビアアクシデント対策を電気事業者の自主的な取組として行政指導等を行ってきたことにつき何ら不合理な点はなく、国賠法上の違法性がな	

いこと	15
1 はじめに	15
2 被告国の行政指導の不作为が国賠法上違法となる余地がないこと	16
3 被告国のシビアアクシデント対策に関する指導等が不十分であったとはいえないこと	17
4 諸外国においても必ずしも既設炉についてシビアアクシデント対策が法規制の対象とされていたわけではないこと	19
5 IAEAの総合原子力安全規制評価サービス(I R R S)による我が国の評価結果について	20
6 小括	25

第1 はじめに

原告らは、シビアアクシデントに関する「海外の動向及びそれを踏まえた被告らの国内での議論状況等に鑑みると、被告らは、遅くとも2006（平成18）年ころまでには、福島第一原子力発電所につき、地震・津波などの外的事象によりSBOに至りうることを認識し、あるいはこれを認識し得たことは明らかである。」（原告らの平成27年5月12日付け準備書面12〔以下「原告ら第12準備書面」という。〕51ページ）とした上で、被告国が、「SBO対策を含むSA対策について、遅くとも2006（平成18）年9月ころの時点で、外的事象及び人為的事象を原因事象として想定した上での対策を講ずるよう、技術基準適合命令を行使するか、あるいは、技術基準省令を改正した上で技術基準適合命令を発出するか、あるいは、行政指導により外的事象及び人為的事象を想定事象に入れた上でAM対策を講じるよう被告東電に勧告ないし指示するべきであったにもかかわらず、これらを怠った」（訴状109ページ）ことが、国賠法1条1項の適用上違法である旨主張する。

しかしながら、本件においては、本件地震及びこれに伴う津波による全交流電源喪失が原因となって発生した本件事故により損害を被ったと主張する原告らとの関係において、被告国に電気事業法に基づく規制権限不行使の違法があったか否かが問われているのであるから、作為義務を導く前提となる予見可能性としては、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来についての予見可能性が必要である。シビアアクシデント対策における予見可能性の対象についての原告らの主張は、シビアアクシデントに至る具体的な原因事象について予見が不要であるというに等しいものであり、「具体的な事情の下」において著しく合理性を欠くかによって判断する累次の最高裁判決によって確立された規制権限不行使の違法性判断枠組みと異なる立場を採るもので誤りである。また、原告らの主張は、違法性判断の前提として、具体的な法

益侵害の危険性に対する認識が問われる予見可能性の対象と、安全評価や確率論的評価における技術的評価上仮定される概念を混同している点においても誤っている（後記第2）。

また、そもそもシビアアクシデント対策は、平成24年法律第47号による改正（以下「平成24年改正」ということがある。）により創設的に法規制の対象とされたものであり、それ以前は法規制の対象とはされていなかったものである。上記改正前の炉規法においてシビアアクシデント対策が法規制の対象外であり、同改正後の炉規法において、シビアアクシデント対策に係る規定が創設的に規定されたものであることは、炉規法制定時にシビアアクシデントとして整理された概念が存在せず、同改正に至るまでシビアアクシデント対策を要求する規定が置かれなかったことや同改正に当たっての国会審議における担当大臣の発言及び法案の附帯決議の内容のほか、同改正を担当した立法担当者の解説等から明らかである。したがって、段階的安全規制の下、炉規法に基づく設置許可段階における原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を審査するための基準となる指針類と整合的、体系的に理解されるべき詳細設計に係る技術基準を定めた省令62号においても、炉規法や指針類が対象としていなかったシビアアクシデント対策を規定することはできなかった（後記第3）。

もっとも、被告国は、法規制の対象でなかったシビアアクシデント対策について、電気事業者の自主的取組として、被告東電を含む電気事業者に対して必要な行政指導を継続的に行ってきたのであり、当該指導等が不十分であったとはいえない。諸外国においても必ずしも既設炉についてシビアアクシデント対策が法規制の対象とされていたわけではなく、IAEAが行う総合原子力安全規制評価サービス（IRRS）においても、我が国の原子力に対する安全規制は良好であると評価されていた。したがって、被告国がシビアアクシデント対策を電気事業者の取組として行政指導等を行ってきたことにつき何ら不合理な

点はなく、国賠法上の違法があるということとはできない（後記第4）。

以下、詳述する。

なお、略語は、本準備書面で新たに定義するもののほか、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第2 シビアアクシデント対策に係る権限不行使の違法性を基礎づける予見可能性の対象についての原告らの主張は、最高裁判決によって確立された違法性判断枠組みを誤るものであること

1 原告らの主張

原告らは、被告国のシビアアクシデント対策に係る権限不行使の違法性を基礎づける予見可能性の対象は、「地震・津波などの外的事象によりSBOに至りうること」とであると主張する（原告ら第12準備書面1，7ページ）。

2 原告らの主張は、シビアアクシデントに至った具体的な原因事象の予見可能性を不要とするに等しく、規制権限不行使という不作為の違法性判断枠組みを誤るものであること

しかしながら、被告国第4準備書面第2（2ないし4ページ）において述べたとおり、本件では、本件地震及びこれに伴う津波による全交流電源喪失が原因となって発生した福島第一発電所事故により損害を被ったと主張する原告らとの関係において、被告国が電気事業法に基づく規制権限を行使しなかったことが職務上の法的義務に違背するものであったか否か、すなわち、原告らの主張に係る損害発生の原因となった本件地震及びこれに伴う津波による全交流電源喪失を未然に防止するために、被告国が電気事業法に基づく規制権限を行使する職務上の法的義務を負担していたか否かが問われている。そのため、およそ福島第一発電所事故の原因と関連しない事象に対する防止策を講じなかったことが、原告らに対する被告国の法的義務違背の有無を判断するに当たって問題となる余地はない。

しかも、原告らは、福島第一発電所事故においてシビアアクシデントに至った原因事象を明確には特定していない上、原告らの主張によると、シビアアクシデント対策における予見可能性の対象は、「地震・津波などの外的事象によりSBOに至りうること」という極めて抽象的なものであって、それは、シビアアクシデントの定義そのもの、つまり「設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象」（丙C第1号証6ページ）と実質的に異ならず、結局、具体的な原因事象の予見は不要であるというに等しいものである。

そして、規制権限の不行使という不作為が国賠法上違法であるというためには、規制権限の不行使によって損害を受けたと主張する個別の国民との関係において、当該公務員が規制権限を行使すべき法的義務（作為義務）を負い、その義務の違反があると認められることが必要である。規制権限不行使の違法に関する累次の最高裁判決では、問題とされる規制権限不行使の当時の「具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く」と認められる場合に限り法的義務（作為義務）違反が認められる（被告国第2準備書面第2の3・10ないし12ページ）。予見可能性は、この法的義務（作為義務）を導く前提としての考慮要素となるものであるから、具体的な法益侵害の危険性が認められることが必要である。

そうすると、シビアアクシデント対策に係る権限不行使の違法性を基礎づける予見可能性について、具体的な事象の予見が不要であるというに等しい原告らの上記主張は、最高裁判決によって確立された違法性判断枠組みとは明らかに異なる立場を採るものであり誤りである。

- 3 原告らの主張は、違法性判断の前提として、具体的な法益侵害の危険性に対する認識が問われる予見可能性の対象と、安全評価や確率論的評価における技術的評価上仮定される概念を混同する点でも誤っていること

前記2のとおり，国賠法上の違法性判断の前提としての予見可能性は，法的義務（作為義務）を導く前提としていかなる認識が必要であるかという観点から，具体的な法益侵害の危険性に対する認識を基礎づけるため，法益侵害の原因となった具体的な事象を予見する必要がある。

これに対し，設計基準事象は，原子炉施設を異常な状態に導く可能性のある事象のうち，類似した事象を広く包絡する幾つかの代表的事象を抽出したものであり，原子炉施設の安全設計とその評価に当たって考慮すべきとされた事象をいう（丙C第1号証6ページ，丙A第10号証8ページ）。

また，シビアアクシデントは，安全評価において想定している設計基準事象を大幅に超える事象であって，安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態であり，その結果，炉心の重大な損傷に至る事象をいう（丙C第1号証6ページ。被告国第3準備書面第3の1(1)24，25ページ）。後記第3のとおり，シビアアクシデントは，法規制によって設計上の要求及びその妥当性を安全評価によって確認することを求められてこなかった事象であるが，原子炉設置者が自主的な取組として，確率論的评价により原子炉を異常な状態にする起因事象（配管破断など）の発生頻度や，原子炉施設を構成する数多くの機器（ポンプ，弁，モーター等）が，想定された設計どおりに作動しない確率を求め，発生した事象の拡大防止，影響緩和のための機能が損なわれて炉心損傷や格納容器の破損に至るプロセスと，その確率を評価し，シビアアクシデントに至るシナリオの分析及びそれに対する対応（アクシデントマネジメント）を整備し，より一層の安全性の確保に資することが行政指導として強く推奨されてきたものである。

以上のとおり，設計基準事象は，法規制によって求められた設計上の考慮（事故防止対策）の妥当性を確認するために行う安全評価において想定されるものであり，また，シビアアクシデントも，アクシデントマネジメントの整備のために行う確率論的评价において分析，評価の対象とされてきたものである。し

たがって、これらは、いずれも、飽くまで原子炉施設の安全性に関わる評価において想定又は分析、評価の対象とされてきたという意味において、一種の技術的評価上仮定される概念として把握されてきたものであり、本件訴訟において予見可能性の対象とされるべき法益侵害の原因となる具体的な事象とは大きく異なるものである。

もっとも、本件における予見可能性の対象は地震及び津波である。そして、事故防止対策上、原子炉施設は、一たび放射性物質が放出される事故が発生した場合には甚大な被害が生ずる可能性があるため、例えば、昭和45年安全設計審査指針において、「当該設備の故障が、安全上重大な事故の直接原因となる可能性のある系および機器は、その敷地および周辺地域において過去の記録を参照にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力に耐え得るような設計であること」（丙A第14号証3ページ）などと定められ、可能性は低くとも、過去の地震、津波を始めとする自然現象に関する記録から科学的に見て想定できる最も苛酷な自然現象に耐え得る設計であることが求められている。そのため、設置許可処分ないしその後の後段規制の段階において、事故防止対策上、指針類及び省令62号において想定することを要求している自然現象としての地震及び津波は、事実上、規制権限の不行使が問題とされる各当時の科学的知見に基づき判断される予見可能性の対象とすべき地震及び津波とは重なり得る。しかし、前述したとおり、両者は概念上異なる。まして、シビアアクシデントに至る原因となり得る事象一般をもって、法的責任の前提となる予見可能性の対象と同視できないことは明らかである。

4 小括

以上のとおり、シビアアクシデント対策に係る権限不行使の違法性を基礎づける予見可能性についての原告らの主張は、違法性の判断枠組みを誤り、違法性判断の前提となる予見可能性と安全評価や確率論的評価における技術的評価上仮定される概念を混同するものであって失当である。

本件において問われているのは、本件地震及びこれに伴う津波による全交流電源喪失が原因となって発生した福島第一発電所事故により損害を被ったとする原告らとの関係において、被告国が電気事業法に基づく規制権限を行使しなかったことが職務上の法的義務に違背するものであったか否かである。したがって、被告国による規制権限の不行使が違法とされる前提として予見可能性があると評価されるためには、原告らに対して損害を与えた原因とされる本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来についての予見可能性が必要である。

そして、設計基準事象としていかなる自然現象を想定し、あるいはすべきであったか、シビアアクシデント対策としていかなる対策を施し、あるいは施すべきであったかといった事情は、上記予見可能性が認められることを前提に、違法性判断の考慮要素になり得るにすぎない。

第3 我が国の法制度上、シビアアクシデント対策が法規制の対象とはされていなかったこと

1 はじめに

前記第2のとおり、シビアアクシデント対策に関する予見可能性について、具体的な事象の予見が不要であるというに等しい原告らの主張は、規制権限不行使の違法性判断枠組みを誤るものであり、失当である。

この点においても、被告国第3準備書面第3の1（24ないし27ページ）で述べたとおり、そもそも、シビアアクシデント対策は、平成24年法律第47号による改正（平成24年改正）により法規制の対象とされたものであり（現行炉規法43条の3の6第1項3号等）、同改正前においては、我が国の法制度上、シビアアクシデント対策は法規制の対象とはされていなかったから、炉規法及び原子力安全委員会が定めた指針類を前提とし、それと整合的、体系的に理解されるべき省令62号においてシビアアクシデント対策を規定すること

はできなかつたものである。

以下、詳述する。

- 2 炉規法制定時においてシビアアクシデントとして整理された概念は存在せず、シビアアクシデント対策を要求する規定は置かれなかつたこと

被告国第3準備書面第3の1(2)ア(25, 26ページ)で述べたとおり、シビアアクシデントについては、昭和54年に発生したスリーマイル島原発事故及び昭和61年に発生したチェルノブイリ原発事故を受けて検討が進められるようになったものであり、炉規法が制定された昭和32年当時は「シビアアクシデント」として整理された概念自体が存在しなかつた。

そのため、制定当時の炉規法上、原子炉の規制において、シビアアクシデント対策を要求する規定は置かれていない。

- 3 その後も、シビアアクシデント対策は、事業者の自主的取組と位置づけられ、福島第一発電所事故時に至るまで、炉規法上、シビアアクシデント対策を要求する規定は設けられなかつたこと

そして、被告第3準備書面第3の1(2)イ(26, 27ページ)で述べたとおり、原子力安全委員会は、前記2の各事故を受けてシビアアクシデント対策の検討を進め、平成4年5月28日、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて」を決定し、シビアアクシデント対策を事業者の自主的取組と位置づけた。

被告国は、同決定における位置づけの下、行政指導により、種々のシビアアクシデント対策に係る施策を講じており、福島第一発電所事故時に至るまで、炉規法上、シビアアクシデント対策を要求する規定が新設されることはなかつた。

すなわち、福島第一発電所事故当時の炉規法においては、原子炉設置許可(同法23条)を申請するに当たっては、同法23条2項1号から8号に掲げる事項について記載された申請書を主務大臣に提出しなければならないとされてい

たが、その記載事項にシビアアクシデント対策に関する事項は含まれていない。加えて、許可の基準（同法24条）の規定内容も、基本的に制定当時と変わらず、同法24条1項3号中の「技術的能力」及び同項4号に係る許可要件に適合するものであるかどうか専門技術的知見から審議される。具体的には、原子炉設置許可処分の要件として「その者（中略）に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」（同項3号）、「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（中略）核燃料物質によつて汚染された物（中略）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること」（同項4号）と定められる規定に適合していると認めるときでなければ設置許可をしてはならないとされ、シビアアクシデント対策を要求する規定は設けられていない。

4 平成24年改正により、炉規法上、シビアアクシデント対策に関する規定が新設されたこと

(1) はじめに

福島第一発電所事故後の原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則17条は、炉規法1条を改正し、同改正前の同法1条において核原料物質、核燃料物質及び原子炉による「災害を防止し」と規定していたところを、「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し」と改めることで、設計基準の範ちゅうの事象を防止するだけでなく、それを超える重大事故が生じた場合に放射性物質が原子力施設外に大量に放出されることを防止することを法の目的に含めた。そして、重大事故対策を強化するに当たっては、発電用原子炉の設置許可の審査に当たり、建屋の水密化や電源の多重化、多様化等の施設の安全性、健全性の確認に加え、重大事故が発生した場合において、その影響を緩和するために設備等や緊急時資機材等を有効に活用す

る能力（アクシデントマネジメント能力）があらかじめ備わっているか等の体制整備の審査も同様に重要であると考えられた。そこで、原子力規制委員会設置法において、発電用原子炉の設置許可基準の一つである「原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」（平成24年改正前の炉規法24条1項3号）を「重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。（中略））の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」（平成24年改正後の炉規法43条の3の6第1項3号）と改正し、重大事故対策についても審査の対象とした。この「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」が発電用原子炉を設置しようとする者に備わっているかどうかの審査及び「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものである」（平成24年改正後の炉規法43条の3の6第1項4号）かどうかの審査は、新設された43条の3の5第2項10号の規定により申請される「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」に基づいて行われることとなる。この43条の3の5第2項10号は、同項9号とともに、平成24年改正後に新設された事項である。

(2) 炉規法43条の3の6第1項3号及び4号の規定は創設規定であること

ア 平成24年改正後の炉規法43条の3の6第1項4号は発電用原子炉施設の位置、構造及び設備について新たにシビアアクシデント対策を求めたこと

シビアアクシデント対策については、平成24年改正後の炉規法43条の3の6第1項4号の規定により、発電用原子炉施設の位置、構造及び設

備，すなわち，発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に関する事項についても，従前は法令上の規制要件として求められていなかったシビアアクシデント対策を新たに求めている。

この点，同号は，「発電用原子炉施設の位置，構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」と規定しており，平成24年改正前の炉規法24条1項4号において「原子炉施設の位置，構造及び設備が核燃料物質（中略），核燃料物質によつて汚染された物（中略）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。」と規定していたところと文言上に大きな差異はないようにもみえる。

しかしながら，平成24年改正後の炉規法43条の3の6は，同法43条の3の5の規定を受けたものであるところ，設置許可申請に当たっての申請書の記載事項として，従前の「発電用原子炉及びその附属施設（中略）の位置，構造及び設備」（同条2項5号）に加えて，新たに同項10号で「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」と規定しているとおり，平成24年改正後の炉規法においては，新たに炉心の著しい損傷等の事故に対処するための必要な施設及び体制の整備が備わっているかまで審査の対象としている。

そして，前記「炉心の著しい損傷」は同法43条の3の6第1項3号の「重大事故」に含まれ（実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第4条），重大事故に対処するための設備がシビアアクシデント対策に関する設備であるから，平成24年改正後の炉規法43条の3の6第1項4号が，新たにシビアアクシデント対策を規定したものであることは明らかである。

イ 平成24年改正後の炉規法43条の3の6第1項3号はシビアアクシデント対策の実施に必要な技術的能力についても新たな法令上の規制要件として求めたこと

平成24年改正後の炉規法は、前記のとおり、同法43条の3の6第1項4号において、発電用原子炉施設のいわゆる基本設計ないし基本的設計方針に関する事項について、シビアアクシデント対策を法令上の規制要件として求めると同時に、同条第1項3号の規定により、シビアアクシデント対策の実施に必要な技術的能力（アクシデントマネジメント能力があらかじめ備わっているか等の体制整備）についても法令上の規制要件として求めた。

すなわち、前記(1)のとおり、炉規法1条の目的の改正に合わせ、平成24年改正前の炉規法24条1項3号の「原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」を「重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。（中略））の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」（平成24年改正後の炉規法43条の3の6第1項3号）と改正したのである。

このように、平成24年改正前後の条文を比較すると、シビアアクシデント対策の実施に必要な技術的能力は、平成24年改正後の炉規法43条の3の6第1項3号において新たに求められたものであり、平成24年改正前の炉規法24条1項3号の「原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」に含まれていると解することはできない。

したがって、シビアアクシデント対策に係る炉規法43条の3の6第1項3号及び4号の規定が、平成24年改正によって創設的に規定されたも

のであることは明らかである。

ウ 以上の点は国会審議を見ても明らかであること

シビアアクシデント対策に係るこれらの規定が創設的に規定されたものであることは、平成24年改正に当たっての国会審議を見ても明らかである。

すなわち、原子力規制委員会設置法案が審議された第180回国会参議院環境委員会において、細野豪志環境大臣兼内閣府特命担当大臣（原子力行政）（当時）は、「これまでもシビアアクシデントに対する対応というのが全くなかったわけではないんですが、（中略）特段それが法律に義務付けられているものではありませんでした」（丙C第13号証20ページ2段目）、「本当にしっかりと確認をしなければならないようなシビアアクシデント対策について、それこそ法律に基づいていませんでしたから、対応できなかったという問題があります」（同号証21ページ2段目）と答弁している。また、同委員会平成24年6月20日付け「原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議」においては、「二十二、シビアアクシデント対策やバックフィット制度の導入に当たっては、推進側の意向に左右されず、政府が明言する世界最高水準の規制の導入を図ること。（以下、略）」（丙C第14号証5枚目）とされ、平成24年の炉規法改正により新たに導入された、原子炉設置許可基準が改正された場合等にこれを既に設置許可を受けている発電用原子炉施設にも遡及的に適用する制度と並んでシビアアクシデント対策の「導入を図ること」につき決議されている。そして、原子力規制委員会設置法の制定や炉規法改正の経緯について参議院環境委員会調査室がまとめた「原子力発電所の新規制基準の策定経緯と課題」（丙C第15号証）においては、従来の規制基準について「福島第一原発事故のようなシビアアクシデント対策については、事業者の自主的な措置（法令要件外）として、整備が進められてきたが、法令上の規制要

件化を目指す動きもあった。」(同号証134ページ・下線は引用者。)とされ、炉規法改正により「シビアアクシデント対策を原子炉等規制法において義務化し」たとされている(同号証132ページ)。このように、平成24年に原子力規制委員会設置法が制定され、炉規法が改正されるに至るまで、シビアアクシデント対策を規制する権限は規制行政庁に授権されていなかった。

そうすると、シビアアクシデント対策の実施に必要な技術的能力が平成24年改正前の炉規法24条1項3号の「原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」に含まれていると解することはできない。

したがって、平成24年改正前の炉規法24条1項3号における「原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」には、「その者に重大事故(中略)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」は含まれていなかったものであり、平成24年改正によって創設的に規定されたものであることは明らかである。

5 シビアアクシデント対策を省令62号に規定することはできなかったこと

以上のとおり、炉規法制定時において、いまだシビアアクシデントとして整理された概念はなく、その後も、福島第一発電所事故に至るまで、シビアアクシデント対策は、事業者の自主的取組と位置づけられ、炉規法上、シビアアクシデント対策を要求する規定が設けられることはなく、平成24年法律第47号による改正により、炉規法上、シビアアクシデント対策を要求する規定が新設されたものであり、同事故以前においては、シビアアクシデント対策は同法による規制の対象とされていなかったものである。

電気事業法の委任に基づき技術基準について定める省令62号は、炉規法に基づく設置許可段階における原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項について原子力安全委員会が定めた安全設計審査指針を前提として、原子炉施設の詳細設計に係る審査基準を定めたものであるから、段階的安全規

制の下、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を判断するための指針類と詳細設計の妥当性を判断するための省令62号は、整合的、体系的に理解されるべきものである。

したがって、炉規法上、シビアアクシデント対策は法規制の対象とされていなかったのであるから、炉規法及び原子力安全委員会が定めた指針類を前提とした省令62号においてもシビアアクシデント対策を規定することはできなかったのであり、省令62号を改正してシビアアクシデント対策を規制すべきであったとする原告らの主張は失当である。

第4 被告国が、シビアアクシデント対策を電気事業者の自主的な取組として行政指導等を行ってきたことにつき何ら不合理な点はなく、国賠法上の違法性がないこと

1 はじめに

原告らは、被告国が、「行政指導により外的事象及び人為的事象を想定事象に入れた上でAM対策を講じるよう被告東電に勧告ないし指示するべきであったにもかかわらず、これらを怠った」（訴状109ページ）ことが、国賠法1条1項の適用上違法である旨主張する（前記第1）。

しかしながら、行政指導の不作为が違法となる場合は、国民の生命、身体、財産に差し迫った重大な危険状態が発生したとき、国、特に行政機関が、超法規的、一次的にその危険排除に当たらなければ、国民に保護が与えられないような例外的な場合に限られ、かような場合に該当しない本件では、そもそも被告国の行政指導を行うべき作為義務は生じず、従って行政指導の不作为が国賠法上違法となる余地はない。仮に被告国の行政指導の不作为を問題とするとしても、被告国は、平成4年にシビアアクシデントが電気事業者の自主的な取組とされることになった後も、シビアアクシデント対策（アクシデントマネジメント）を推進すべく、被告東電を含む電気事業者に対して行政指導等を行ってきており、被告国のシビアアクシデント対策に関する指導等が不十分であった

とはいえない。また、シビアアクシデント対策については各国で対応が異なっており、必ずしも既設炉についてシビアアクシデント対策が法規制の対象とされていたわけではない。加えて、当時の I A E A の評価によっても、我が国の原子力に対する安全規制は良好であると評価されているのであり、これらの事情に照らせば、被告国に権限不行使の違法があるとは到底認められない。

以下、詳述する。

2 被告国の行政指導の不作为が国賠法上違法となる余地がないこと

行政指導は、飽くまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであり（行政手続法 32 条 1 項）、行政作用法上の根拠は必ずしも必要ないとされているものである（最高裁昭和 60 年 7 月 16 日第三小法廷判決・民集 39 卷 5 号 989 ページ）。したがって、行政指導について条理上の作為義務が認められる場合が例外的にあり得るとしても、国民の権利自由を直接規制する公権力の行使についてまで条理上の義務を認めることはより慎重でなければならない。本件のように、公務員の作為義務が法令によって具体的に規定されていない場合には、「原則的には、公務員の不作为に対し、政治責任を負うにとどまると考える。（中略）したがって、政治責任は、あくまでも政治責任であって、国民は、選挙や言論を通じて国政担当者の責任を問いうるにすぎ」ず、「政治責任が、法律上の責任—公務員の故意・過失責任—に転化することはありません」ず、「国民の生命、身体、財産に対する差し迫った重大な危険状態が発生したとき、国特に行政機関が、超法規的、一次的にその危険排除に当らなければ、国民に保護が与えられないような場合」にのみ、例外的に条理上作為義務が認められるにすぎないと解される（古崎慶長「公務員の不作为と国家賠償法 1 条の責任」民商法雑誌 78 卷臨時増刊号(4)法と権利 4（末川先生追悼論集）231 ページ参照）ところ、本件では、いまだ国民の生命、身体、財産に対する差し迫った重大な危険状態が発生したとはいえない時点での規制権限の不行使が問題とされているのであり、被告国に行政指導を行うべき条理上の作為義務

は生じない。

したがって、被告国の行政指導の不作为を問題とする原告の主張は、そもそも前提を誤っており、失当である。

3 被告国のシビアアクシデント対策に関する指導等が不十分であったとはいえないこと

(1) 被告国第3準備書面第3の1(2)(25ないし27ページ)で述べたとおり、原子力安全委員会は、昭和54年のスリーマイル島原発事故及び昭和61年のチェルノブイリ原発事故を契機として、昭和62年7月に原子炉安全基準専門部会に共通問題懇談会を設置し、シビアアクシデント対策について検討を進め、同懇談会は平成4年3月に「シビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントに関する検討報告書—格納容器対策を中心として—」と題する報告書を取りまとめた(丙C第1号証1, 2ページ)。同報告書においては、それまでに被告国の指導に基づき、原子炉設置者が自主的に整備を進めてきたフェーズIのアクシデントマネージメントの一部を考慮したレベル1確率論的安全評価(PSA)によれば、国内原子炉の炉心損傷に至る事象の発生率は、 10^{-5} /炉年より小さく、この値は、IAEA・INSAG(国際原子力安全諮問委員会)の基本安全原則が示す定量的な安全目標(炉心損傷の発生率 10^{-4} /炉年(既存炉に対して)、 10^{-5} /炉年(新設炉に対して))を満足するものである。米国において実施された同型プラントに対するPSAの結果と比較しても、同様の手法により解析を行った我が国のプラントの炉心損傷の発生確率は小さいと評価されている(同号証11, 12ページ)。また、シビアアクシデント対策を「これまでの対策によって十分低くなっているリスクをさらに低減するための」措置とし、「アクシデントマネージメントを整備し、万一の場合にこれを的確に実施することは、強く奨励もしくは期待されるべきもの」とされ、「状況に応じて原子炉設置者がその知見を駆使して臨機にかつ柔軟に行われることが望まれる」、すな

わち、シビアアクシデント対策を原子炉設置者の自主的取組とすることがより有効かつ適切な対策を行い得るとされた（同号証26，27ページ）。

原子力安全委員会は、同報告書を受けて、平成4年5月28日に「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて」を決定した。同決定においては、既存の安全規制において原子炉施設の安全性は十分確保されており、「シビアアクシデントは工学的には現実には起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さいものとなっており、原子炉施設のリスクは十分低くなっている」と判断された（同号証1，2ページ）。このような点を踏まえ、原子力安全委員会は、シビアアクシデント対策を「この低いリスクを一層低減するもの」と位置づけ、原子炉設置者において効果的なシビアアクシデント対策を自主的に整備し、的確に実施できるようにすることを「強く奨励されるべき」とした（同号証2，3ページ）。

それ以降、同決定に基づき、行政庁が被告東電を含む電気事業者に対し、種々のアクシデントマネジメントの整備を促し、これを受けて、被告東電ら電気事業者が種々のアクシデントマネジメントの整備を施した。このことについては、被告国第3準備書面第3の2（27ないし38ページ）で詳述したとおりである。

- (2) また、シビアアクシデントに至る原因となり得る全交流電源喪失事象についていえば、平成5年6月に原子力安全委員会の原子力施設事故・故障分析評価検討会全交流電源喪失事象検討ワーキング・グループが取りまとめた「原子力発電所における全交流電源喪失事象について」（甲C第7号証）においては、外部電源喪失頻度について、我が国の実績は約0.01／炉年で米国に比べて10分の1と格段に低く、外部電源復旧時間も全て30分以内で、米国と比べても我が国の外部電源系の信頼性は高いとされていた。また、非常用ディーゼル発電設備の起動失敗確率も、当時の直近の実績において米

国に比べて約36分の1にすぎず、我が国の非常用ディーゼル発電機の信頼性は高いとされていた。さらに、直流電源についても、信頼性は高く維持されていると評価されていた（以上につき、同号証18, 19, 27ページ）。

(3) 被告国は、「シビアアクシデントは工学的には現実には起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さなもの」であるにもかかわらず、なお、そのリスクを低減させるため、電気事業者によるアクシデントマネジメントの整備を強く求め、その状況を評価するなどにより、適切な行政指導を行い、これらに加え、被告国第3準備書面第3の2(2)(37, 38ページ)のとおり新潟県中越沖地震を踏まえて電気事業者に対して安全確保体制の指示を行ってきたのであって、これらの被告国の対応に、各時点の知見に照らして著しく合理性を欠くといえる点は見当たらない。

4 諸外国においても必ずしも既設炉についてシビアアクシデント対策が法規制の対象とされていたわけではないこと

(1) 諸外国においても、昭和54年のスリーマイル島原発事故及び昭和61年のチェルノブイリ原発事故によりシビアアクシデント対策の重要性が認識され、各国で検討が行われてきた。しかしながら、後記(2)のとおり、例えば、米国において既設炉に対するシビアアクシデント対策が事業者の自主保安とされたように、福島第一発電所事故時においても、諸外国において、既設炉について必ずしもシビアアクシデント対策が法規制の対象とされていたわけではない。

(2) 米国では、1985（昭和60）年に米国原子力規制委員会（NRC）が「将来設計及び既存プラントのシビアアクシデントに関する政策声明書」を公表し、既存の原子炉については、「NRCの研究、産業界炉心損傷研究（中略）及びPRA（引用者注：確率論的リスク評価）の結果等の現在の情報に基づけば、公衆の安全、健康、財産に対する過度のリスクを有していない」と判断し、「シビアアクシデントに関する一般的な規則作成、及びこれ以上

のバックフィットは要求しない」(丙C第16号証7-2ページ)と結論づけて、事業者の自主保安とした。

他方、新設の原子炉については、「現行のNRC規則の手續上の要件や指針に適合していることを実証すること。」、「崩壊熱除去系の信頼性及び交流／直流電源系の信頼性の確保も含めて、すべての適用しうる未解決安全問題及び優先度が中／高の一般安全問題(中略)を技術的に解決していることを実証すること。」、「PRA(フルスコープ)を実施し、PRAが明らかにするシビアアクシデントに対するプラントの脆弱性について検討すること。また、PRAは、公衆の健康、安全、及び財産に対する過度のリスクはないという保証を与えてくれる可能性がある。」、「プラント設計のスタッフ審査を実施し、決定論的な工学解析及び判断を中心に、PRAで補完したアプローチを使って安全上容認できるという結論を得ること。」という指針及び手續上の要件を満たせば容認し得るとし(同号証7-2, 3ページ)、シビアアクシデントを規制化した。

その後、新設炉については、1989(平成元)年に発行した連邦規則(10CFR52)に基づき規制が行われ、シビアアクシデント対策が求められているが、既設炉についてはシビアアクシデント対策が法規制の対象とはなっていない(同号証7-1ないし5ページ)。

(3) 以上のとおり、米国では、既設炉に対してシビアアクシデント対策は法規制の対象とされておらず、諸外国においても、必ずしも既設炉についてシビアアクシデント対策を法規制の対象としているわけではなかった。

5 IAEAの総合原子力安全規制評価サービス(IRRS)による我が国の評価結果について

総合原子力安全規制評価サービス(IRRS)は、IAEAが加盟国における原子力利用に当たっての安全を確保するため、安全基準を策定し、加盟国の要請に基づき、種々の安全確保に関して行っているレビューサービスの一つで

あり、原子力安全規制に係る国の法制度や組織等について総合的にレビューすることを目的とし、各国の専門家により構成されるレビューチームによるピアレビューを行うことにより実施されるものである。

我が国に対しても、平成19年6月にIRRSが実施され、同年12月に報告書（丙C第17号証）が公表されている。同報告書は、我が国における原子力規制について8つの分野にわたり、判断根拠を示した上で良好事例、勧告事項、助言事項を挙げて、評価を下している。

上記8つの分野に対する評価は以下のとおりである。

(1) 法令上及び行政上の責任について(丙C第17号証10ないし13ページ)

「日本は、原子力安全のための総合的な国の法令上及び行政上の枠組みを備えている。この枠組みには、主として原子力安全委員会、原子力安全・保安院や原子力安全基盤機構など、原子力安全のための規制活動に關与する複数の機関が含まれる。」(同号証11ページ)

なお、同報告書には、「原子力安全のための法令上及び行政上の枠組みを経験に照らして絶えず改善するという日本政府の慣行は、極めて賞賛できるものである。」旨記載されている(同号証10ページ・下線は引用者。)

(2) 規制機関の責任及び機能について(丙C第17号証14ないし16ページ)

「規制機関の持つべき機能及び責任のほとんどが日本の規制の枠組みに存在している。原子力安全委員会は内閣府に設置された委員会であって規制機関である原子力安全・保安院を監督している。また、法律の規定によって、原子力安全基盤機構は何種かの検査業務を実施している。しかし、こうした組織上の取り決めは煩雑さの原因であるかもしれず、これら機関の間での原子力安全に対する責任は、関連法律に定義されているとはいえ、錯綜しているように思われる。更に、原子力安全・保安院、原子力安全委員会及び原子力安全基盤機構は、過去において、その指導及び活動の大部分をハードウェアと関連する技術課題に集中させる傾向にあった。人的及び組織的要因の重

要性の認識は増大しつつあるが、人的及び組織的要因を含め運転安全性に関連するあらゆる重要な要素をカバーする規制要件及び基準は、十分には確立されていない。」(同号証15ページ)

なお、上記の指摘は、我が国においてはハードウェアの技術的課題に関する規制が中心であって、後記(5)エのとおり、人的及び組織的要因に対する規制がハードウェアの技術的課題に対する規制に比して確立の程度が低いことを述べたものであり、シビアアクシデント対策とは余り関係がない指摘であることに留意する必要がある。

(3) 規制機関の組織について (丙C第17号証17ないし19ページ)

「原子力安全・保安院は、原子力安全規制に割り当てられる職員の採用及び訓練を積極的に管理している。しかし、行政部門における5%の人員削減を求める現政府の要求及び職員ローテーション政策は、日本における有効な原子力安全規制の継続にとって潜在的な課題を与えている。」(同号証18ページ)

(4) 許認可について (丙C第17号証20ないし23ページ)

「日本は、新規プラントの許認可ならびに既存プラントの設計及び運転の変更のための、健全で十分に手引きされたシステムを備えている。規制手続きは、1つは原子力安全を、そしてもう1つは電力供給の安全性及び信頼性を扱った2つの法律に基づいている。許認可プロセスにおいては技術的な事項が主たる役割を演じているが、安全性に寄与するあらゆる要因、特に管理及び人的要因の課題の総合的な審査に向けた改善が進められている。」(同号証21ページ)

なお、同報告書には、「設計基準を超える場合の考慮については、法的な規制は存在しない。日本のプラントは予防措置によって安全が十分に保証されているとみなされているためである。規制機関は、経済産業省が作成したシビア・アクシデント・マネジメント (SAM) レビュー指針に沿って、ま

た、予防措置及び緩和措置を含め、SAMを自発的に実施するとともに確率論的安全評価(PSA)を実施するよう、原子炉設置者に強く要請した。アクシデントマネジメント措置は、原子炉設置者によって自発的に講じられている。」と記載されており(同号証21ページ)、IAEAは、我が国においてシビアアクシデント対策が法規制の対象となっていないことも踏まえた上で、前記のとおり結論づけており、シビアアクシデント対策を法規制とすべきとの言及は一切ない。

同報告書には、助言として、「原子力安全・保安院は、リスク低減のための評価プロセスにおいて設計基準事象を超える事故の考慮、補完的な確率論的安全評価の利用及びシビアアクシデントマネジメントに関する体系的なアプローチを継続すべきである。」と指摘されているとおり(同号証23ページ)、IAEAは、従前の我が国のシビアアクシデント対策の取組に理解を示した上で、保安院に対し、引き続き、体系的なアプローチをするよう求めているのみである。

また、同報告書には、良好事例として、「基礎となる許可とそれに続く認可を与える各段階の規制手続きは、詳細な要件及び基準でもって良く構成され、手引きされている。」とも指摘されている(同号証22ページ)。

(5) 審査及び評価について(丙C第17号証24ないし30ページ)

ア 定期安全レビュー

「全ての重要な安全要素は、通常、原子炉設置者と原子力安全・保安院のいずれからも観察されている。プラントの安全状態の全体的な判断は、これらの観察結果を定期的に関連付け、統合した評価を行うことによってさらに向上するだろう。」(同号証24ページ)

イ 高経年化評価

「高経年化現象は概して、日本では入念に調査されており、観察された高経年化に関する情報は海外のプラントからも積極的に収集されている。

最も古いプラントにおいては、プラントのハードウェア全体を扱った体系的な高経年化評価が実施されている。比較的新しいプラントにおいては、安全上重要な個々の機器の許容できる物理的状态が定期的な保守の一環として確認されている。」(同号証25ページ)

ウ 運転経験フィードバック

「原子炉設置者及び規制者はそれぞれ、日本において発生した事象を扱うための優れた運転経験フィードバックシステムを開発している。しかし、原子炉設置者と規制者のシステムの間には相互作用がほとんどない。」(同号証27ページ)

エ 人的及び組織的問題

「原子力安全・保安院は、人的及び組織的要因を評価するための評価基準の開発を継続中である。行われた多大な取り組みにもかかわらず、従来のハードウェア指向の評価及び検査からの変更は緩慢であるように思われ、原子力安全・保安院と原子炉設置者の間の相互信頼及び理解の増進を必要としている。」(同号証28ページ)

オ リスク情報を活用した(リスクインフォームド)規制

「原子力規制におけるリスク情報の活用という基本政策は堅実である。規制におけるリスク情報の活用の増進について示された計画が実施されれば、原子力安全の更なる強化を期待することができる。新たなアプローチの実施は、政策、指針、慣行及びP S Aの品質が並行的に発展することによって、体系的に支援される。」(同号証29, 30ページ)

(6) 検査及び強制措置について(丙C第17号証31ないし34ページ)

「日本は、建設及び運転段階における原子力発電所の検査及び強制措置のための体系的で確固としたアプローチを備えており、これは概して、G S - R - 1に含まれるI A E A安全要件と一致している。原子力安全・保安院は検査プログラムに対するいくつかの変更を実施中であり、これらは2002

年以降に確認された事象及び問題への先見的な対応である。これらの多様な変更は、原子力安全・保安院、産業界及び運転者にとって困難な課題の様相を呈している。」(同号証32ページ)

(7) 規則及び指針について(丙C第17号証35ないし37ページ)

「全ての日本の原子力関連機関において利用可能な知識は、規則及び指針を作成するために有効に利用されている。例えば、原子力安全基盤機構などの技術支援機関及び研究機関は、重要な情報を提供している。現行の日本の規則、指針、重要なルール及び基準は体系的であり、これらは原子力発電所の安全に関するあらゆる側面をカバーしている。」(同号証36ページ)

(8) 規制機関におけるマネジメントシステムについて(丙C第17号証38ないし40ページ)

「原子力安全・保安院は、総合的な品質マネジメントシステムを確立しようとして極めて先見的に努力しているが、なすべきことは多く残っている。」(同号証39ページ)

以上のとおり、我が国に対するIRRISにおいては、一部課題が指摘されているものの、法令上及び行政上の枠組みの改善努力を絶えず行っていることを賞賛するなど、全般的に良好な評価であった。

6 小括

以上のとおり、被告国は、シビアアクシデント対策を電気事業者の自主的な取組とした後も継続的に行政指導等を行っており、当該指導等が不十分であったとはいえない。諸外国においては、例えば、米国において、既設炉について、シビアアクシデント対策を事業者の自主的な取組とするなど、シビアアクシデント対策について各国で対応が異なっており、シビアアクシデント対策について世界的にみて共通の確立した見解があったとは認められない。また、IAEAが行うIRRISにおいて、日本の原子力に対する安全規制は全般的に良好であると評価され、シビアアクシデント対策の法規制化を求められていない。こ

これらのことからすれば、被告国が、シビアアクシデント対策を電気事業者の自主的な取組として、行政指導等を行ってきたことにつき、何ら著しく合理性を欠くといえる点は見当たらず、被告国が必要な規制権限を行使しなかったことによる国賠法上の違法があるということとはできない。

以 上

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備考
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃 発生したマグニチュード9.0の地震	答弁書	1	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	1	
福島第一発電 所	福島第一原子力発電所	答弁書	1	
福島第一発電 所事故	福島第一発電所において原子炉から放射 性物質が放出される事故	答弁書	1	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規 制に関する法律	答弁書	3	
国会事故調査 報告書	国会における第三者機関による調査委員 会が発表した平成24年7月5日付け報 告書	答弁書	6	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	8	
原災法	原子力災害対策特別措置法	答弁書	8	
スリーマイル 島原発事故	米国・スリーマイル島発電所事故	答弁書	10	
INES	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	10	
チェルノブイ リ原発事故	旧ソ連・チェルノブイリ発電所事故	答弁書	10	
日本版評価尺 度	日本独自の原子力発電所事故・故障等評 価尺度	答弁書	12	
原子力安全基	独立行政法人原子力安全基盤機構（JN	答弁書	12	

盤機構	E S)			
福島第二発電所	福島第二原子力発電所	答弁書	12	
政府事故調査 中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書	21	
SPEEDI	緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム	答弁書	30	
ERSS	原子力安全基盤機構が運用している緊急時対策支援システム	答弁書	30	
国賠法	国家賠償法	答弁書	31	
長期評価	地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	答弁書	35	
バックチェッ クルール	原子力安全・保安院が策定した「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」	答弁書	43	
昭和52年安 全設計審査指 針	原子力委員会が制定した「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	答弁書	47	
NRC	米国原子力規制委員会	答弁書	53	
放射線障害防	放射性同位元素等による放射線障害の防	第1準備書	10	

止法	止に関する法律	面		
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第1準備書 面	12	
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書 面	16	
本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置（変更）許可処分	第1準備書 面	21	
後段規制	設計及び工事の方法の認可，使用前検査の合格，保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制	第1準備書 面	22	
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書 面	24	
昭和45年安全設計審査指針	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について（昭和45年4月23日原子力委員会了承）	第1準備書 面	24	
原子炉施設	原子炉およびその附属設備	第1準備書 面	27	
地震本部	地震調査研究推進本部	第1準備書 面	28	
平成13年安全設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた安全設計審査指針	第1準備書 面	30	
平成13年耐	平成13年3月29日に一部改訂がされ	第1準備書	31	

震設計審査指針	た耐震設計審査指針	面		
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針	第1準備書面	35	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決	第2準備書面	6	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決	第2準備書面	7	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決	第2準備書面	7	
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決	第2準備書面	7	
本件各判決	宅建業者最高裁判決, クロロキン最高裁判決, 筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面	7	
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第2準備書面	7	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面	7	
原告ら第1準備書面	平成26年4月15日付け準備書面1(求釈明に対する回答等)	第2準備書面	7	
宅建業法	宅地建物取引業法	第2準備書面	13	
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第2準備書面	18	

その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第2準備書面	22
延宝房総沖地震	1677年11月の地震	第3準備書面	12
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第3準備書面	20
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第3準備書面	20
原告ら第9準備書面	平成27年3月4日付け準備書面9（津波の予見可能性）	第4準備書面	6
原告ら第13準備書面	平成27年5月12日付け準備書面13（被告国の規制権限不行使の違法性について（主張の整理））	第5準備書面	1
津波評価技術	土木学会原子力土木委員会が平成14年2月に刊行した「原子力発電所の津波評価技術」	第5準備書面	15
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った貞観地震によって東北地方に到来した津波	第5準備書面	31
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第5準備書面	37

		面		
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第5準備書 面	37	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第5準備書 面	37	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第5準備書 面	37	
技術基準	安全設計審査指針及び発電用原子力設備 に関する技術基準	第5準備書 面	45	
スマトラ沖地 震	平成16年12月26日にインドネシア のスマトラ島沖で発生した地震	第5準備書 面	51	
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が 平成18年7月に米国マイアミで開催さ れた第14回原子力工学国際会議で発表 した論文	第5準備書 面	53	
佐竹ほか(2 008)	「石巻・仙台平野における869年貞観 津波の数値シミュレーション」(佐竹健 治・行谷佑一・山本滋)	第5準備書 面	54	
原告ら第12 準備書面	平成27年5月12日付け準備書面12 (SA対策に関する被告らの予見可能性)	第6準備書 面	1	
平成24年改 正	平成24年法律第47号による改正	第6準備書 面	2	

特に断らない限り答弁書とは平成26年2月25日付け答弁書を指す。

なお、正確性を期すため、従前の「基本用語」の記載を一部変更した。